

通話録音装置等の設置経費を補助します ～電話 d e 詐欺やしつこい電話勧誘を撃退～

千葉市では、電話による消費者被害を未然に防止するために、昨年度に引き続き迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付する事業を実施しますので、お知らせします。

1 背景・趣旨

本市では、令和3年の電話 d e 詐欺による被害件数は126件、被害額は3億2千万円にのぼり、今後も増加が危惧されています。また、しつこい勧誘や脅迫まがいの売り込みで電話をなかなか切らせてもらえず、根負けして自宅の訪問を承諾してしまいトラブルとなったとの消費生活相談も多く寄せられています。

このような電話による消費者被害を未然に防止するため、昨年度に引き続き迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付する事業を実施する。

2 補助対象となる方

市内に住民登録を有する65歳以上の方で、市税を滞納していない、以下のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の方のみの世帯
- (2) 家族と同居しているが、日中は65歳以上の方のみとなることが常態である世帯

3 補助の金額

対象電話機等の設置経費の3/4以内(消費税含む)で10,000円を限度とします。

※設置経費には、電話機の購入費のほか取付工事費も含まれます。

4 対象機器

(1) 通話録音装置

既存の固定電話機に取り付けて、通話録音時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの

(2) 着信拒否装置

既存の固定電話機に取り付けて、相手の電話番号を自動で判別し、着信を拒否する等の機能があるもの

(3) 通話録音装置又は着信拒否装置の機能が付いている固定電話機

5 予約・申請方法

(1) 予約期間

令和4年7月1日（金）～10月31日（月） ※先着300台程度

(2) 申請方法

消費生活センターに電話（207-3601～3603）で予約後、対象機器を購入・設置し、申請書類を消費生活センターへ郵送又は持参。

※詳細を記載した案内チラシは、6月1日（水）から区役所・保健福祉センター・いきいきプラザ・公民館等で配布します。また、市ホームページにも掲載します。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/index.html>